

平成25年 5月15日

No. 37

間税会ニュース

福 局 間 連
間 税 会

平成 25 年度税制改正法は国税地方税とも 3 月 29 日に成立、30 日に公布され 4 月 1 日から施行されています。

本号では間税会に関係の深い、消費税と印紙税の改正の概要について紹介します。

1 印紙税関係の改正

1 改正の背景

消費税率の引上げを踏まえた負担の軽減措置として、建設投資の促進及び不動産取引の活性化を図るため印紙税の特例措置が拡充されました。また、印紙税の非課税措置についても見直しが行われました。

2 改正の内容

(1) 不動産の譲渡に関する契約書等

不動産の譲渡に関する契約書及び建設工事請負契約書に係る印紙税の税率の特例措置について、その適用期限を平成 30 年 3 月 31 日まで 5 年間延長した上、平成 26 年 4 月 1 日以後に作成される文書に係る税率が下表のとおり引き下げられます（措法 91）。

(2) 金銭又は有価証券の受取書

金銭又は有価証券の受取書のうち、記載された受取金額が 5 万円未満（改正前：3 万円未満）のものには印紙税を課さないこ

ととされました（印法別表 1）。

（注）「金銭又は有価証券の受取書」とは

「金銭又は有価証券の受取書」とは、金銭又は有価証券を受領した者が、その受領事実を証明するために作成し、相手方に交付する証拠証書をいいます。

したがって、「領収証」、「領収書」、「受取書」や「レシート」はもちろんのこと、金銭又は有価証券の受領事実を証明するために請求書や納品書などに「代済」、「相済」、「了」などと記入したもの、さらには、「お買上票」などと称するもので、その作成の目的が金銭又は有価証券の受領事実を証明するために作成するものであるときは、金銭又は有価証券の受取書に該当します。

3 適用期日

上記(1)の改正は平成 26 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで、(2)の改正は平成 26 年 4 月 1 日以後に作成される文書又は受取書について適用されます（附則 16）。

平成26年4月～30年3月までの間に作成される不動産譲渡契約書及び建設工事請負契約書の特例

契約金額				改正前	改正後
不動産の譲渡に関する契約書		建設工事の請負に関する契約書			
10万円超	50万円以下	100万円超	200万円以下	400円	200円
50万円超	100万円以下	200万円超	300万円以下	1,000円	500円
100万円超	500万円以下	300万円超	500万円以下	2,000円	1,000円
	500万円超	1,000万円以下		1万円	5,000円
	1,000万円超	5,000万円以下		1万5千円	1万円
	5,000万円超	1億円以下		4万5千円	3万円
	1億円超	5億円以下		8万円	6万円
	5億円超	10億円以下		18万円	16万円
	10億円超	50億円以下		36万円	32万円
	50億円超			54万円	48万円

2 消費税法の改正

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、消費税法の一部が改正されました。主な改正内容は次のとおりです。(国税庁パンフレット)

- 1 消費税収入の使途が明確化されました。
- 2 消費税率を引き上げることとされました。
- 3 特定新規設立法人に係る事業者免税点制度の不適用制度が創設されました。
- 4 任意の中間申告制度が創設されました。
- 5 税率引上げに伴う経過措置が設けられました。

1 消費税収入の使途の明確化

国分の消費税収入については、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費（社会保障4経費）に充てるものとされました。

（注） 地方消費税収入（引上げ分）及び消費税収入に係る地方交付税分については、社会保障4経費を含む社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

2 消費税率の引上げ

消費税率及び地方消費税率について、次のとおり2段階で引き上げることとされました。

適用開始日 区 分	現 行	平成 26 年 4 月 1 日	平成 27 年 10 月 1 日
消 費 税 率	4.0%	6.3%	7.8%
地方消費税率	1.0% (消費税額の25/100)	1.7% (消費税額の17/63)	2.2% (消費税額の22/78)
合 計	5.0%	8.0%	10.0%

※ 経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、消費税率引上げの前に、経済状況等を総合的に勘案した上で、消費税率の引上げの停止を含め所要の措置を講ずることとされています。

※ 引上げ後の税率は、経過措置（「5 税率引上げに伴う経過措置」参照）が適用されるものを除き、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等について適用されます。

消費税の円滑かつ適正な転嫁等への取組

消費税は、価格への転嫁を通じて最終的に消費者にご負担いただくことを予定している税です。

政府としては、消費税率の引上げに当たって事業者の方々が円滑かつ適正に転嫁できるよう、平成元年の消費税導入時、平成9年の税率引上げ時を上回る対策を講じることとしています。

※ 詳しい資料は下記URL（消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部）からご覧になれます。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/shouhizei/index.html>

- お分かりにならないことや、更に詳しくお知りになりたいことがありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談）を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

3 特定新規設立法人の事業者免税点制度の不適用制度の創設

○ 制度の概要

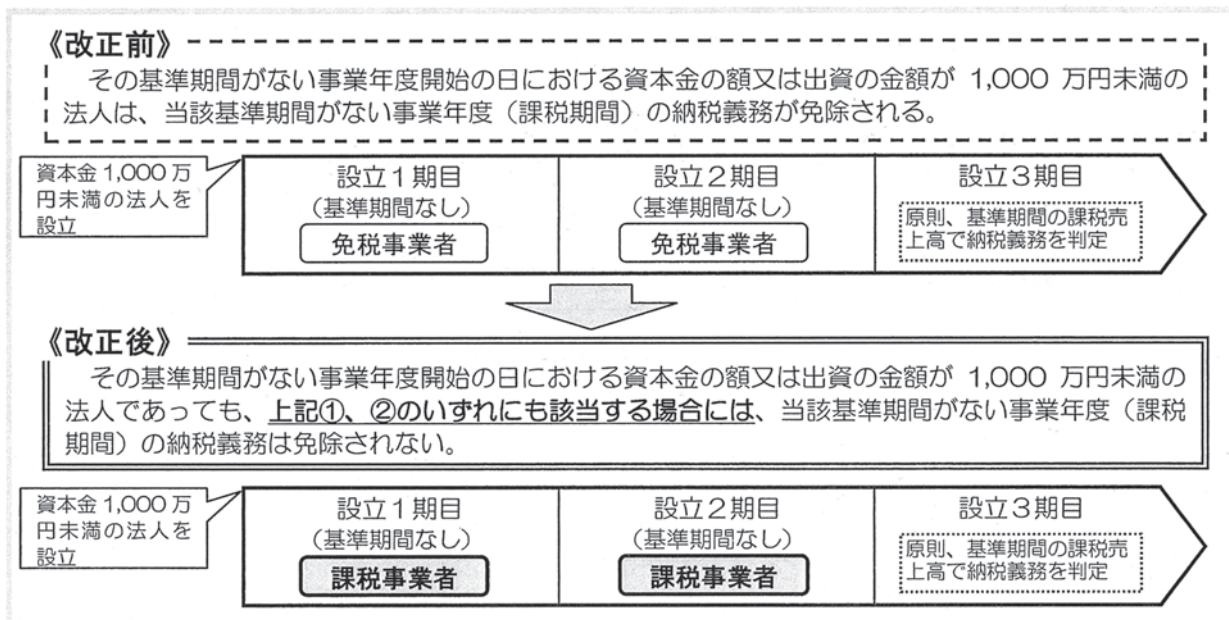
その事業年度の基準期間^(注)がない法人で、その事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が 1,000 万円未満の法人（新規設立法人）のうち、次の①、②のいずれにも該当するもの（特定新規設立法人）については、当該特定新規設立法人の基準期間のない事業年度に含まれる各課税期間における課税資産の譲渡等について、納税義務が免除されないこととなりました。

（注）「基準期間」とは、原則として、その事業年度の前々事業年度をいいます。

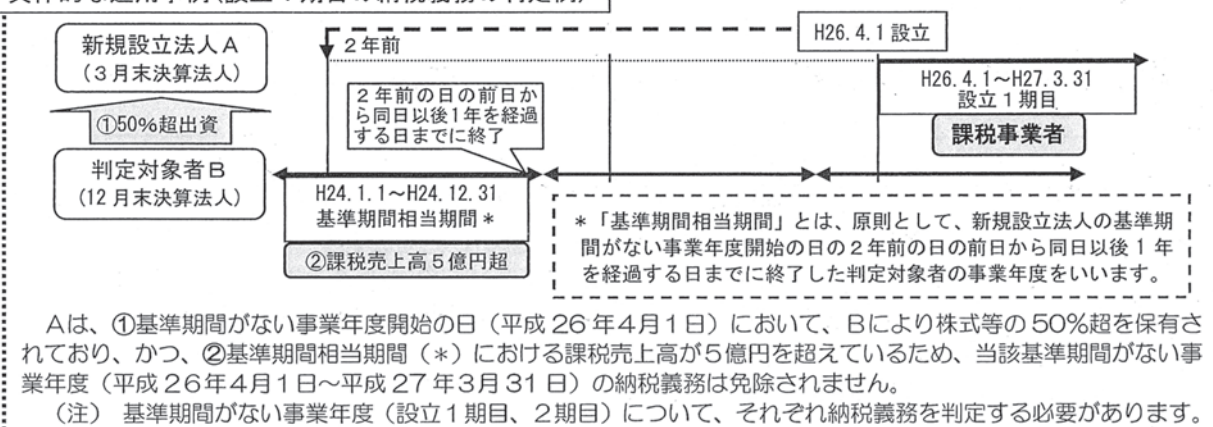
①	その基準期間がない事業年度開始の日において、他の者により当該新規設立法人の株式等の 50% 超を直接又は間接に保有される場合など、他の者により当該新規設立法人が支配される一定の場合（特定要件）に該当すること。
②	上記①の特定要件に該当するかどうかの判定の基礎となった他の者及び当該他の者と一定の特殊な関係にある法人のうちいずれかの者（判定対象者）の当該新規設立法人の当該事業年度の基準期間に相当する期間（基準期間相当期間）における課税売上高が 5 億円を超えていること。

○ 適用開始時期

平成 26 年 4 月 1 日以後に設立される新規設立法人で、特定新規設立法人に該当するものについて適用されます。



具体的な適用事例（設立 1 期目の納税義務の判定例）



留意事項

- 本特例が適用される特定新規設立法人に該当することとなった場合には、その旨を記載した届出書を速やかに納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

4 任意の中間申告制度の創設

○ 制度の概要

直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税額を含まない年税額）が48万円以下の事業者（中間申告義務のない事業者）が、任意に中間申告書（年1回）を提出する旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間^{（注1）}から、自主的に中間申告・納付^{（注2）}することができることとされました。

（注1） 「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後6月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。

（注2） 中間納付税額は、直前の課税期間の確定消費税額の1/2の額となります。また、中間納付税額と併せて地方消費税の中間納付税額を納付することとなります。

なお、任意の中間申告制度を適用する場合であっても、仮決算を行って計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付することができます。

○ 適用開始時期

個人事業者の場合には平成27年分から、また、事業年度が1年の法人については、平成26年4月1日以後開始する課税期間（平成27年3月末決算分）から適用されます。

《改正前》

直前の課税期間の 確定消費税額	中 間 申 告 回 数
4,800万円超	年11回
400万円超	年3回
48万円超	年1回
48万円以下	中間申告 義務なし



《改正後》

直前の課税期間の 確定消費税額	中 間 申 告 回 数
4,800万円超	年11回
400万円超	年3回
48万円超	年1回
48万円以下	任意の中間申告 (年1回)が可能

留 意 事 項

- 任意の中間申告制度を適用した場合、6月中間申告対象期間の末日の翌日から2月以内に、所定の事項を記載した中間申告書を納税地の所轄税務署長に提出するとともに、その申告に係る消費税額及び地方消費税額を併せて納付する必要があります。

※ 期限までに納付されない場合には、延滞税が課される場合があります。

- 中間申告書をその提出期限までに提出しなかった場合には、6月中間申告対象期間の末日に、任意の中間申告制度の適用をやめようとする旨を記載した届出書の提出があったものとみなされます。

※ 直前の課税期間の確定消費税額が48万円超の事業者（中間申告義務のある事業者）が中間申告書をその提出期限までに提出しない場合には、中間申告書の提出があったものとみなすこととされていますが、任意の中間申告制度の場合、中間申告書の提出があったものとみなされません（中間納付することができないこととなります。）。

5 税率引上げに伴う経過措置

改正後の税率は、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税について適用され、適用開始日以前に行われた資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税については、改正前の税率が適用されることとなります（「2 消費税率の引上げ」参照）。

ただし、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等のうち一定のものについては、改正前の税率を適用することとするなどの経過措置が講じられています。

主な経過措置の概要については、次のページをご覧ください。

主 な 経 過 措 置 の 概 要

○ 次に掲げるものには、8%への税率引上げ後においても改正前の税率（5%）が適用されます。

（注）8%から10%への税率引上げ時における経過措置については、改めてお知らせします。

経 過 措 置 の 内 容	
① 旅客運賃等 平成26年4月1日以後に行う旅客運送の対価や映画・演劇を催す場所、競馬場、競輪場、美術館、遊園地等への入場料金等のうち、平成26年4月1日前に領収しているもの	
② 電気料金等 継続供給契約に基づき、平成26年4月1日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話に係る料金等で、平成26年4月1日から平成26年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するもの	
③ 請負工事等 平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した工事（製造を含みます。）に係る請負契約（一定の要件に該当する測量、設計及びソフトウェアの開発等に係る請負契約を含みます。）に基づき、平成26年4月1日以後に課税資産の譲渡等を行う場合における、当該課税資産の譲渡等	
④ 資産の貸付け 平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、平成26年4月1日前から同日以後引き続き貸付けを行っている場合（一定の要件に該当するものに限ります。）における、平成26年4月1日以後行う当該資産の貸付け	
⑤ 指定役務の提供 平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した役務の提供に係る契約で当該契約の性質上役務の提供の時期をあらかじめ定めることができないもので、当該役務の提供に先立って対価の全部又は一部が分割で支払われる契約（割賦販売法に規定する前払式特定取引に係る契約のうち、指定役務の提供（*）に係るものをいいます。）に基づき、平成26年4月1日以後に当該役務の提供を行う場合において、当該契約の内容が一定の要件に該当する役務の提供 * 「指定役務の提供」とは、冠婚葬祭のための施設の提供その他の便宜の提供に係る役務の提供をいいます。	
⑥ 予約販売に係る書籍等 平成25年10月1日前に締結した不特定多数の者に対する定期継続供給契約に基づき譲渡される書籍その他の物品に係る対価を平成26年4月1日前に領収している場合で、その譲渡が平成26年4月1日以後に行われるもの	
⑦ 特定新聞等 不特定多数の者に週、月その他の一定の期間を周期として定期的に発行される新聞又は雑誌で、発行者が指定する発売日が平成26年4月1日前であるもののうち、その譲渡が平成26年4月1日以後に行われるもの	
⑧ 通信販売 通信販売の方法により商品を販売する事業者が、平成25年10月1日前にその販売価格等の条件を提示し、又は提示する準備を完了した場合において、平成26年4月1日前に申込みを受け、提示した条件に従って平成26年4月1日以後に行われる商品の販売	
⑨ 有料老人ホーム 平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した有料老人ホームに係る終身入居契約（入居期間中の介護料金が入居一時金として支払われるなど一定の要件を満たすものに限ります。）に基づき、平成26年4月1日前から同日以後引き続き介護に係る役務の提供を行っている場合における、平成26年4月1日以後に行われる当該入居一時金に対応する役務の提供	

※ 上記以外にも消費税法の適用に関して所要の経過措置が設けられています。

3 珍説・奇説アラカルト

○ 「蛙税」(仏)

堀の蛙がゲコゲコ鳴いて城主の昼寝のジャマをします。そこで昼寝の間は、領民が堀端でパシャパシャ水面をたたいて、蛙が鳴くのを止めさせる労役税でした。

○ 「領外婚姻税」(仏)

女性が城主支配の領域の外の男性に嫁いだ場合には、結婚のための持出財産の2.5~5%の税金を課しました。これは、肉体労働力の流出を可能なかぎり食い止めようとしたものでした。

○ 「ソフトドリンク税」(米)

ムシ菌の増加に頭を悩ましたアメリカのノース・カロライナ州では、1969年にソフトドリンク税を成立させ、州内でソフトドリンクの製造、販売を行う者に対して一定の税金を課しました。

○ 「菓子税」(日本)

明治18年、菓子税を創設し、従業員の数、売上高に応じて一定の税金を課しました。

○ 「カゴ税」(日本)

明治6年に創設され7年に廃止となった税金。引戸式のカゴは1か年50銭、垂れ式は同25銭で自己所有のものに対して課税しました。今なら、さしずめ自動車税といったところです。

○ 「初夜税」(スイス)

1538年、チューリッヒ州で発布され、「もし新郎が自ら初夜権を行使したいときには、一定額の金(年貢)を納めなければならない」とされ、納められない場合は、初夜権は領主が行使することができました。

これと似たものに、フランスとスペインの境に位置するベアルン地方では、結婚する女性は、新婚第1夜を領主と過ごすといったものがありました。

○ 「独身税」(ブルガリア)

ブルガリアでは、労働力不足が1番の悩みで、共働きがほとんど。人口増大策のため、一人者が20歳を越えると収入の5~10%を独身税として課税し、さらに結婚して2年間子供ができないと、やはり税金を高くしているということです。

人口増大のための税金は昔からあって、例えばソ連には、子供のいない夫婦に特別税を課したとか、イタリアでは、20歳から45歳までの独身者には、特別の税を課したといったものがありました。

4 税が由来の言葉

◇ ドンブリ勘定

このドンブリには二説ある。第一説は、さらさ、どんすなどで作った金を入れる大きな袋。その昔、若い遊び人がこれを好んで使った。第二説は、職人などが着ける腹がけの前かくしでお金などを入れた。

第二説を語源とするのが有力であるが、いずれにしても、予算をたてたり、決算をしたりせず、あるにまかせて支払いをする大まかな会計のことをいう。

◇ 年貢の納めどき

元来は納期のこと。転じて悪事が発覚、罪に服す時期が来たことを意味するようになった。

年貢は税金の一種だが、語源は、隠れて耕作していた隠田（おんでん）が、為政者に発見され、年貢を納めなければならなくなったことを由来とする説がある。

◇ 総領の甚六

総領とは総領地頭のこと。税の徴収に当たる地頭を監督する立場にあった。この総領が転じて、領地をすべ（総）て親から相続する長子の意味するようになった。甚六はろくでなし、の六が由来とされ、二語を合成して長男、長女は弟妹より愚鈍という意味になった。

◇ スリー・マティーニ・ランチ (three-martini-lunch)

アメリカでは、ぜいたくな昼食のことを、スリー・マティーニ・ランチという。

アメリカのビジネス界で、ビジネスのための昼食は習慣となっているが、自分の財布で昼食をするときはマティーニ・カクテルを1～2杯しか飲まないのに、業務上の昼食なら、3杯も飲んでしまう、という社用族的な昼食をいう。

◇ はったり

一説によると、「万葉集」の中で「壇越やししかもな言いそ里長が課役徴（はた）らば汝も歎かむ」と歌われているように、里長（役人）が税金を催促することを徴（はた）るといい、これが「はったり」になったということです。

◇ 上米をはねる

昔、海上守護神を奉っている神社に、船で運んだ年貢米の一定量を寄進奉納する習わしがあり、これを通称「上米取（うわまいどり）」と言っていたようです。

◇ たわけ者

一説によると、江戸時代の寛文13年（1674年）に幕府は法令で、1町10石ないし2町20石以下の持高の百姓の田畑の売買や質入れを禁止しました。これは当時米の生産力が低かったこともあって、分家に伴って田を分けると、本家と分家が共倒れになることが少なくなかったようです。このため、幕府は年貢米の確保ができなくなる事態を避けるため、この措置を講じたと言われています。そして、田を分けて共倒れする者を「たわけ」と言うようになったようです。

5 間税会会報のご紹介

今後各間税会のおもしろい記事やためになる記事等を掲載していきます。また掲載してほしい記事がありましたら事務局までご連絡ください。

『交流の場を設けること』

小倉間税会 青年部副部長
溝部 彰郎



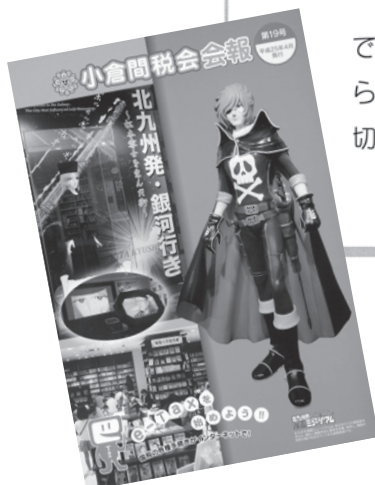
間税会に限らず、すべての団体、会では会員増強が最大のテーマであり重要である。各個人が増強の目標を掲げ一定の成果を上げることが会としての目標でもあるが、人脈がある方と無い方ではその差が歴然とする事は言うまでもない。しかし、問題は人脈だけだろうか。会に対する熱意、役割がハッキリしないまま会員を募っても、その方々には「入会の意義」は伝わらない。ましてや無理な勧誘を行っても会の評判を下げるだけになる。間税会の活動を深く理解して協力をしていただかなければならない。

消費税を中心とした間税会は、皆様に対してより深く消費税の啓発、広報活動を展開し、住みやすい街づくりを目指したいと思う。会員増強は勿論ですが、会員相互が、熱意、知識、役割の意識を高めなければならない。その為には、会が主催する各種研修会、講演会、イベント、交流会を積極的に取り組み、一人でも多くの方に参加して頂き、まず会員の方々に間税会をご理解して頂くことを忘れてはならないと思う。

青年部の活動としては、平成 24 年 11 月 11 日（日）北九州パレスにて、「健康体操」と題して交流会を開催させて頂きました。今後も交流の場を更に設け、会員の方からまず「小倉間税会は楽しい」と心から言っていただけるよう努めたいと思う。そのことが評判になり、「小倉間税会に誘われたら喜んで入りなさい」と周りから言っていただけることが会員増強の秘訣であると考えている。熱意を高める為の最優先は交流会を開催し、参加して頂く事。私の役割はそこにあると思う。

担当委員を決めていく上で「小倉間税会の交流会の参加と支援に『NO』はない」と合言葉で言えるくらい会員間の交流を深めていきたい。

委員会、委員長、理事などの役職に就くと様々な役割が生じてくるが、「私を見込んで私の能力を信じて頼まれたのだ」と前向きに受けいれたい。「忙しい」とは理由にならず「忙しい時間を上手にコントロールして間税会の活動を理解し協力する事も大切だ」と自身に言い聞かせ今後は更に交流の場を設けていきたいと考えている。



小倉間税会

会長名 深町 宏子
住 所 北九州市小倉北区堅町 1-6-7
(株)ジェイリング内
T E L 093-581-0078
F A X 093-581-0078
会員数 1,011 名